

フランスベッド株式会社 メディカル大阪南営業所
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 フランスベッド株式会社が開設するフランスベッド株式会社メディカル大阪南営業所が行う指定(介護予防)福祉用具貸与の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認める者(以下「専門相談員」という。)が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な福祉用具貸与を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意志、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2. 事業所の専門相談員は、利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者に係る居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。(指定介護予防福祉用具貸与においては、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとする。)
 3. 事業の実施に当たっては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、地域との結びつきを重視し、関係市区町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 4. 指定福祉用具[指定介護予防福祉用具]の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導又は助言を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
 5. 前4項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)、「指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名 称 フランスベッド株式会社 メディカル大阪南営業所
2. 所在地 〒547-0032 大阪府大阪市平野区流町4丁目15-20

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1 名 (専門相談員と兼務)

管理者は、従業員及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令的において規定されている指定福祉用具貸与(指定介護予防福祉用具貸与)の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

2. 専門相談員 2 名 以上 (常勤換算)

専門相談員は、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担を軽減するよう適切な福祉用具〔介護予防福祉用具〕を選定し計画の作成・変更を行うとともに、その相談に応じる。

福祉用具貸与計画の作成後、実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行う。

計画に基づくサービス提供の開始時から少なくとも1回以上モニタリングを行い、継続の必要性について検討を行う。

そのモニタリングの結果を記録し、居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告する。

3. 事務職員 1 名 以上 (常勤換算)

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から土曜日までとする。(ただし、祝日・8/13～8/15・12/31～1/3の休業日を除く)

② 営業時間 午前9時から午後5時45分までとする。

(福祉用具貸与の提供方法、取り扱い種目及び利用料その他費用の額)

第6条 指定(介護予防)福祉用具貸与の提供方法は次のとおりとする。

① 指定(介護予防)福祉用具の提供に当たっては、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止並びに介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行う。

② 選択制の対象福祉用具に係る指定(介護予防)福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定(介護予防)福祉用具貸与又は指定特定(介護予防)福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行う。

③ 指定(介護予防)福祉用具の提供に当たっては、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具の貸与を行う。

2. この事業所において取り扱う福祉用具貸与の種目は次のとおりである。

- | | | | |
|--------------|-----------|-----------------|------------|
| 1. 車いす | 2. 車いす付属品 | 3. 特殊寝台 | 4. 特殊寝台付属品 |
| 5. 床ずれ防止用具 | 6. 体位変換器 | 7. 手すり | 8. スロープ |
| 9. 歩行器 | 10. 歩行補助杖 | 11. 認知症老人徘徊感知機器 | 12. 移動用リフト |
| 13. 自動排泄処理装置 | | | |

3. ① 指定(介護予防)福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別添料金表に記載のとおりとし、当該指定(介護予防)福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
② 契約の起算日が月の15日以前の場合については月額的全額を、16日以降の場合については1/2の料金を請求を行う。
 解約の場合も同様に、月の15日以前の解約については月額の1/2を、16日以降の解約については1ヶ月の料金を請求を行う
- ① 契約日と解約日が同月内の場合は、1ヶ月分の料金を請求を行う。介護保険が適用されない場合、或いは介護保険での利用上限を超える場合は、レンタル料金全額が利用者の負担となる。
4. 法定代理受領以外の利用料については、別添料金表に記載のとおりとする。
5. 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
①通常の事業の実施地域を超えてから、1kmあたり100円とする。
②上記地区で有料道路の場合は実費を徴収するものとする。
6. 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については、実費とする。
7. 前3項より6項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
8. 福祉用具貸与の開始に際し、予め利用者またはその家族に対し、利用料ならびにその他の利用料の内容及び金額に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。
9. 法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)福祉用具貸与に係わる利用料の支払いを受けた場合は、指定(介護予防)福祉用具貸与の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、大阪府全域とする。(一部離島等の地域を除く)

(衛生管理等)

第8条 事業所の管理者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2. 常に清潔な福祉用具を貸与に供する為、回収した福祉用具を、種類・材質等からみて適切な方法にて消毒を行い、未消毒の福祉用具と明確に区分して保管する。なお、一部商品の保管・消毒については外部委託消毒を行うものとする。委託先:株式会社日本ケアサプライ、新光産業株式会社、株式会社モリト一、小山株式会社、三共リース株式会社、株式会社ワキタケアネット、株式会社豊通オールライフ、株式会社ゼロワン、日建リース株式会社、フランスベッドメディカルサービス株式会社(メンテ委託)、近鉄スマイルライフ株式会社。
3. 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めるものとする。
4. 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第9条 指定(介護予防)福祉用具貸与事業者は提供した福祉用具に係る利用者及び家族からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するための窓口を設置し、必要な措置を行う。

2. 苦情の内容等は記録し、法23条の規定により市区町村からの求めに応じて、文書の提出や照会に応じ、調査に協力するとともに、指導や助言に従って必要な改善を行う。
3. 市区町村からの求めがあった場合には改善内容の報告を行うこととする。
4. 事業所は、提供した指定福祉用具貸与[指定介護予防福祉用具貸与]に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 指定(介護予防)福祉用具貸与事業者は利用者に対する指定(介護予防)福祉用具の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2. 事故の状況及び事故に際して採った処置については記録に残し、保管する。
3. 賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
4. 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所の管理者及び従業者は、高齢者虐待防止法に基づき、利用者等の人権擁護と高齢者虐待の発見と防止に努め、訪問した利用者宅にて高齢者虐待を発見した場合は、市町村等関係各所に速やかに通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第13条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(非常災害発生時の対応)

第14条 当事業者は、非常災害発生に際し、事業を継続することができるよう他の社会福祉施設と連携し、協力することが出来る体制を構築するよう努める。

(暴力団排除)

第15条 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律「平成3年度法律第77号」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。)であってはならない。

2. 事業所はその運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 指定(介護予防)福祉用具貸与事業者は、専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後 6ヶ月以内

②継続研修 年 1回

2. 個人情報の保護

①事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

②事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3. 秘密の保持

①従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。

②従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

③サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書により同意を得ておくこととする。

4. 掲示及び目録の備え付け

①事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。

②サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う福祉用具の品目・品名・利用料金等を記載した目録を事業所に備え付ける。

5. 正当な理由なく福祉用具貸与サービスの提供を拒まない。
6. 自社によるサービス提供が困難な時には、速やかに適当な他の指定(介護予防)福祉用具貸与事業者を紹介する等の措置を講じる。
7. 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。また、必要に応じて申請申込も視野に入れて援助を行う。
8. 利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。
9. 居宅サービス計画が作成されている場合には、機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供し、福祉用具貸与計画の作成・変更を行い、利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付し、計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画の変更の意向があるときは必要な援助を行う。
10. 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して福祉用具貸与サービスを提供する。
11. 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族から求められたときは、これを提示するものとする。
12. 利用者からの相談または苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。
13. 事業所は、適切な指定福祉用具貸与の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
14. 事業所は、指定福祉用具貸与[指定介護予防福祉用具貸与]に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
15. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はフランスベッド株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 31 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 6 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

添付
料金表

フランスベッド株式会社 メディカル大阪南営業所
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 フランスベッド株式会社が開設するフランスベッド株式会社メディカル大阪南営業所が行う特定(介護予防)福祉用具販売の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認める者(以下「専門相談員」という。)が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な特定福祉用具販売を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意志、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2. 事業所の専門相談員は、利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、適切な特定福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。
 3. 事業の実施に当たっては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、地域との結びつきを重視し、関係市区町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 4. 前3項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)、「指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名 称 フランスベッド株式会社 メディカル大阪南営業所
2. 所在地 〒547-0032 大阪府大阪市平野区流町4丁目15-20

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1 名 (専門相談員と兼務)

管理者は、従業者及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令的において規定されている指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

2. 専門相談員 2 名 以上 (常勤換算)

専門相談員は、特定(介護予防)福祉用具販売計画の作成を行い、特定(介護予防)福祉用具の販売を行うとともに、利用者に対し、特定(介護予防)福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、特定(介護予防)福祉用具販売の提供に当たる。

また、選択制の対象福祉用具に係る特定(介護予防)福祉用具販売の提供にあたっては特定(介護予防)福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行う。

3. 事務職員 1 名 以上 (常勤換算)

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。(ただし、祝日・8/13～8/15・12/31～1/3の休業日を除く)
- ② 営業時間 午前9時から午後5時45分までとする。

(特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売料金その他費用の額)

第6条 特定(介護予防)福祉用具販売の提供方法は次のとおりとする。

- ① 特定(介護予防)福祉用具の提供に当たっては、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止並びに介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行う。
- ② 選択制の対象福祉用具に係る指定特定(介護予防)福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定(介護予防)福祉用具貸与又は指定特定(介護予防)福祉用具販売のいずれかを選択できることについて、十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行う
- ③ 特定(介護予防)福祉用具の提供に当たっては、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する特定(介護予防)福祉用具の販売を行う。
- ④ 選択制の対象福祉用具に係る指定特定(介護予防)福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努める。

2. この事業所において取り扱う特定(介護予防)福祉用具販売の種目は次のとおりである。

1. 腰掛便座
2. 自動排泄処理装置の交換可能部品
3. 排泄予測支援機器
4. 入浴補助用具
5. 簡易浴槽
6. 移動用リフトのつり具の部分

7. スロープ 8. 歩行器 9. 歩行補助つえ

3. 特定(介護予防)福祉用具販売を提供した場合の販売料金の額は、別添カタログ並びにチラシに記載のとおりとする。
4. 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ①通常の事業の実施地域を超えてから、1km あたり 100 円とする。
 - ②上記地区で有料道路の場合は実費を徴収するものとする。
5. 特定(介護予防)福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については、実費とする。
6. 前3項より5項の販売料金等の支払いを受けたときは、販売料金とその他の料金(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

また、利用者が法定代理受領サービスの利用が出来ず、利用者から費用の全額(10 割)を徴収した場合、利用者の償還払い申請に供するようサービス提供証明書を発行し被保険者に交付する。
7. 特定(介護予防)福祉用具販売に際し、予め利用者またはその家族に対し、販売料金ならびにその他の料金の内容及び金額を事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。
8. 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具サービス計画書を作成し、利用者またはその家族に説明し同意を得たうえで交付を行う。なお、指定福祉用具貸与の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成する。

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は大阪府全域とする。(一部離島等の地域を除く)

(衛生管理等)

第8条 事業所の管理者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2. 常に清潔な特定(介護予防)福祉用具を販売するため、衛生状態等に関して点検を行うものとする。
3. 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めるものとする。
4. 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
5. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(苦情処理)

第9条 指定特定(介護予防)福祉用具販売事業者は提供した福祉用具に係る利用者及び家族からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するための窓口を設置し、必要な措置を行う。

2. 苦情の内容等は記録し、法23条の規定により市区町村からの求めに応じて、文書の提出や照会に応じ、調査に協力するとともに、指導や助言に従って必要な改善を行う。
3. 市区町村からの求めがあった場合には改善内容の報告を行うこととする。
4. 事業所は、提供した指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 指定特定(介護予防)福祉用具販売事業者は利用者に対する特定福祉用具の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2. 事故の状況及び事故に際して採った処置については記録に残し、保管する。
3. 賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
4. 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所の管理者及び従業者は、高齢者虐待防止法に基づき、利用者等の人権擁護と高齢者虐待の発見と防止に努め、訪問した利用者宅にて高齢者虐待を発見した場合は、市町村等関係各所に速やかに通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第13条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(非常災害発生時の対応)

第14条 当事業者は、非常災害発生に際し、事業を継続することができるよう他の社会福祉施設と連携し、協力することが出来る体制を構築するよう努める。

(暴力団排除)

第15条 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律「平成3年度法律第77号」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。)であってはならない。

2. 事業所はその運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 指定特定(介護予防)福祉用具販売事業者は、専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後 6ヶ月以内

②継続研修 年 1回

2. 個人情報の保護

①事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

② 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3. 秘密の保持

①従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

②従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

③サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書により同意を得ておくこととする。

4. 事業所は、適切な指定特定福祉用具販売の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5. 掲示及び目録の備え付け

①事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの

選択に資するように努める。

②サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う福祉用具の品目・品名・利用料金等を記載した目録を事業所に備え付ける。

6. 正当な理由なく福祉用具販売の提供を拒まない。
7. 自社によるサービス提供が困難な時には、速やかに適当な他の指定特定(介護予防)福祉用具販売事業者を紹介する等の措置を講じる。
8. 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。また、必要に応じて申請申込も視野に入れて援助を行う。
9. 利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。
10. 居宅サービス計画が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画の変更の意向があるときは必要な援助を行う。
11. 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して特定福祉用具販売を提供する。
12. 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族から求められたときは、これを提示するものとする。
13. 利用者からの相談または苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。
14. 事業所は、指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
15. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はフランスベッド株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 31 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 6 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

添付